

**新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の  
代理受領に係る会計処理に関する Q&A について**

Q1 都道府県から直接、公立病院等の医療従事者等に対する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を交付するのではなく、公立病院等が職員の代理受領を行い、公立病院から交付することとする場合、どのように会計処理をしたらいいのか。

A 1 公営企業の場合は、予算・決算に計上が必要である。その際の会計処理の例は以下のとおり。特別利益・特別損失により処理するべきものと考え  
る。

**【入金時】**

(予算経理) (款) 病院事業収益 (項) 特別利益 (目) その他特別収益  
(仕訳) (貸借対照表) 現金預金 / (損益計算書) 特別利益 (その他)

**【出金時】**

(予算経理) (款) 病院事業費用 (項) 特別損失 (目) その他特別損失  
(仕訳) (損益計算書) 特別損失 (その他) / (貸借対照表) 現金預金

※ 公営企業型地方独立行政法人については、上記の取扱いの他、預り金で処理することも考えられる。

(追加)

Q2 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について、上記Q1のとおり、公営企業が特別利益（会計上の収入）として会計処理した場合、消費税法上、特定収入に該当するか。

A2 特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入（対価性のない収入）をいうが、出資金や預金、貯金及び預り金、貸付回収金等は、特定収入に該当しないこととされている。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金は、国から医療従事者等に対し給付される慰労金である。

当該慰労金について、医療従事者等の勤務する医療機関等が受入れを行う場合であっても、医療従事者等から委任を受け代理受領するものであり、預り金としての性質を有すると考えられることから、特定収入には該当しないものとして取り扱って差し支えない。

なお、特定収入の概要等についての詳細は、パンフレット「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」を参照いただきたい。

また、消費税の一般的な事柄についての詳細は、パンフレット「消費税のあらまし」を参照いただきたい。

(パンフレットは、国税庁ホームページに掲載。)

(参考法令)

○ 消費税法 (抄)

(国、地方公共団体等に対する特例)

第六十条 (略)

2・3 (略)

4 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。)があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは(以下略)

5～8 (略)

○ 消費税法施行令 (抄)

第七十五条 法第六十条第四項に規定する政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

一・二 (略)

三 預金、貯金及び預り金

四～六 (略)

2～7 (略)

(参考)

国又は地方公共団体が、一般会計又は特別会計を設けて行う事業については、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することとなる。

一の特別会計が課税事業者該当する場合、消費税及び地方消費税の申告を要するが、「特定収入」が一定割合以上あるときは、申告納付税額の計算において、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、「特定収入」により賄われる課税仕入れ等に係る税額については、仕入税額控除の対象から除外する特例計算を行うこととされている。